ナビ I 低炭素型で活力ある産業社会づくり

<u>ナビ</u>	I 低	<u>炭素</u>	型で活	カある産業社会づくり """ ""。	***				
連番	担当課	掲載頁	柱立て	掲載施策	H21~H24該当事業名	実際の取組内容	CO2削減量 (把握できている場合のみ)	評価・総括	今後の方向性
1	環境部 温暖化 対策課	37	I -1	①中小企業に対する省エネルギー相談などの充実 県内事業所の約99%を占める中小企業に対し、省エネ相談や省エネマニュアルの作成、提供などを行い、省エネルギー対策を促進します。	地球温暖化対策事業者計画制度推進費、 目標設定型排出量取引制度推進事業費、 クレジット創出・中小事業者支援事業費	・やさしいCO2削減シート 県内に約25万ある中小規模事業所の環境経営の第一歩となる省エネ・省CO2の取組 を推進する普及啓発事業(H21年度~) ・省エネナビゲーター事業(省エネ診断) 省エネに関する知識、経験を有する省エネナビゲーターを県内事業所に派遣し、省エネ 診断を行い、事業者の省エネ、省CO2対策を支援する事業(平成23年度~) ・省エネセミナーの開催 事業所における省エネ・省CO2を促進するためのセミナーの開催(平成24年度~)		・やさしいCO2削減シートの配布により、県内中小規模事業所の省エネ、省CO2の取組を推進した。・省エネ診断に基づく省エネ、省CO2対策の提案に、受診事業者が取り組むことにより、県内のCO2削減が図られた。・セミナーの開催により、省エネ・省CO2対策の普及啓発が図られた。	・県内中小規模事業所の支援は、県全体の CO2削減につながることから、引き続き、や さしいCO2削減シートの普及啓発、省エネ ナビゲーター事業及び省エネセミナーの実 施に取り組んでいきたい。
	産働産援(術セタ学) 支 技(サンター)	37	I -1	①中小企業に対する省エネルギー相談などの充実 県内事業所の約99%を占める中小企業に対し、 省エネ相談や省エネマニュアルの作成、提供など を行い、省エネルギー対策を促進します。	なし	・センター職員がクロスファンクション的な支援チームを結成し、企業に赴き、現場状況に対応した見える化測定支援(照度・電力・熱)を実施。 ・専門家の協力を得て省エネに関するより具体的なアドバイス支援を実施。	測定は困難である。	・アドバイスに加え、現場での見える化測定など支援メニューを大幅強化している。。 ・首都圏公設試内で設備・技術・情報を連携 し、総合的な対応を継続している。	想される。製造業にとって、光熱費は、引き
3	環境部 温暖化 対策課	37	I —1	②温暖化対策に積極的に取り組む企業への支援など中小企業における省エネルギー対策の促進環境みらい資金による低利融資やエコアップ認証による顕彰などにより、地球温暖化対策に取り組む中小企業を支援します。	環境創造融資事業費、 持続可能な発展のための産業界温暖 化対策事業費、 地球温暖化対策事業者計画制度推進 費、 排出量取引制度・CO2削減設備導入 支援事業費、 埼玉版グリーンニューディール推進・ 事業者支援事業費	・中小企業者の省エネ対策事業などに対し環境みらい資金による低利融資支援を実施。 (平成21~24年度実績:9件) ・エコアップ認証の認証件数の推移 平成21年 度:21、平成22年度:24、平成23年度:15、平成24年度:21(途中経過) ・県内中小企業者のCO2排出削減設備に対する一部補助を実施。(平成22~24年度実績:25事業者)	・環境みらい資金(平成21~24年度) 2,016t-CO2/年(9件) ・事業者補助(平成22~24年度) 2,161t- CO2/年(25事業者)	・環境みらい資金により設備改修の初期投資が軽減され省エネ対策が促進されるとともに、CO2排出量が削減される。・エコアップ認証の認証件数は年々増加し、中小企業におけるCO2削減の取組が波及しつつある。・事業者補助により中小企業者の設備投資額が軽減され省エネ対策が促進されるとともに、CO2排出量が削減される。	・エコアップ認証制度及び環境みらい資金による低利融資支援並びに事業者補助支援は、事業者の事業活動におけるCO2削減につながることから、引き続き取り組んでいきたい。
4	環境部 温暖化 対策課	37	I -1	③事業者の省エネルギー対策を促進するインセンティブの検討 事業者の省エネルギー対策強化をはじめとした 環境負荷低減に対するインセンティブの充実を図 りながら、地球温暖化対策が社会的・経済的に評 価される仕組みづくりを進めます。	クレジット創出・中小事業者支援事業費	・県内中小クレジット創出支援 省エネ対策を実施した事業者に対して、削減したCO2排出量の県内中小クレジット化を 支援		・県内中小クレジット創出を支援することにより、中小企業の省エネ対策を推進するとともに、目標設定型排出量取引制度の円滑な運用に寄与する。	・県内中小クレジット創出事例の紹介などにより、更なるクレジット創出を図る。
	総務部 入札審 査課	37	I -1	④競争入札参加資格者格付における環境配慮項目の拡大 上記の一貫として、入札参加資格者の格付において、エコアップ認証についても加点の対象とすることを進めます。	建設工事請負等及び物品の買入れ等に係る競争と対象	・平成21・22年度建設工事請負等及び物品の買入れ等に係る競争入札参加資格審査の格付に当たり、エコアップ認証制度を環境への配慮等に関する評価点について加点対象とした。 ・平成23・24年度及び平成25・26年度の格付においても、引き続き加点対象としている。		の周知、普及が推進された。	・本制度及び他の環境への配慮項目 (ISO14001、エコアクション21)の加点状況 を検証しながら、引き続き加点対象とするか 検討する。
6	環境部 環境政 策課	37	I —1	⑤環境関連ビジネスの振興 ESCO事業やリサイクル分野、省エネルギーに 関するアドバイスや水質浄化技術など、今後、環 境関連ビジネスは大きな可能性を秘めています。 フォーラムの開催などを通じ、環境関連ビジネス の振興を図っていきます。 また、産学官の連携や、同業種・異業種による事 業者間連携を促進し、環境関連の技術開発や販 路拡大を支援します。		環境技術の動向などの情報提供を行うとともに企業や行政機関の情報交換及び交流の場を提供する環境ビジネスセミナーを年に4回実施しています。		毎回、多くの企業が参加し、好評をいただいています。交流会にも毎回参加する企業も多く、環境ビジネス振興の機運醸成と環境関連企業のネットワーク化が着実に進んでいます。	県内環境関連企業の海外を含めた具体的なビジネス展開への支援について、その方
7	産働産援(術セタ 第一支 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大	37	I —1	⑥環境分野での先導的な研究 環境科学国際センターにおいて、環境浄化分野 の研究の充実を図るとともに、産業技術総合セン ターでは、二酸化炭素排出量削減、省エネ技術の 開発など、先導的な研究に取り組みます。 また、農林総合研究センターでは、バイオマス利 用や農業に係る省エネルギー技術等の研究に取り組みます。		・中・小規模施設向けビルエネルギー管理システム(BEMS)の開発 ・栗渋皮を利用した新規機能性製品の開発など	測定は困難である。	産業技術総合センターでは、戦略的研究分野の一つに環境とエネルギー関連技術を位置づけ、先導的な研究に取り組み中である。	センターでは、こうした研究の成果を企業に 技術移転することで、製造工程や製品における省エネ等の実現を支援する。

	第6章 7つのナビゲーション進捗状況 参考資料										
ナヒ	I 低	炭素	型で活	カある産業社会づくり "" ""。	****						
連都	担当調	掲載頁	柱立て	掲載施策	H21~H24該当事業名	実際の取組内容	CO2削減量 (把握できている場合のみ)	評価・総括	今後の方向性		
8	農林部振生興農研ンター)	念 38	I —1	⑥環境分野での先導的な研究 環境科学国際センターにおいて、環境浄化分野 の研究の充実を図るとともに、産業技術総合セン ターでは、二酸化炭素排出量削減、省エネ技術の 開発など、先導的な研究に取り組みます。 また、農林総合研究センターでは、バイオマス利 用や農業に係る省エネルギー技術等の研究に取 り組みます。	なし	核とした肥料製品を開発した。	後20°C(3時間)その後12°C(11時間)加温により約2割の燃料費削減となる。 {(193.5 * 1 × 3時間/14時間)+(104.6 * 2 × 11時間/14時間)}/148.9 * 3 × 100=83.0(%): 慣行比 *1:20°C加温時の10a当たりの燃料費(灯油)、*2同12°C、*3同16°C	・本成果は、活用にあたり設備投資や労力が不要で、安価・簡便に実施できる特徴を持ち、県内全域の花き施設栽培農家で実施が可能である。個々の農家の経費削減による所得の向上と、地域全域に迅速な普及を図ることにより、花き産地の維持発展に寄与できる。 ・生ごみリサイクルマニュアルを発刊し広く活用されている。 ・減肥基準を明確に盛り込んだ新たな施肥基準、施肥マニュアルを刊行した。 ・未利用の樹皮や剪定枝を副資材として繰り返し利用できることが分かった。再利用に関する具体的な事象については現在試験中。	・成果の普及に努め、個々の品目に応じた、より効果的な温度管理方法の設定を支援していく。 ・農耕地の持続利用を見据えた資源循環型社会構築への貢献。 ・試験を引き続き行い、農家に普及の方針。		
9	環境部 環境科 学国際 センタ-	38	I —1	⑥環境分野での先導的な研究 環境科学国際センターにおいて、環境浄化分野の研究の充実を図るとともに、産業技術総合センターでは、二酸化炭素排出量削減、省エネ技術の開発など、先導的な研究に取り組みます。 また、農林総合研究センターでは、バイオマス利用や農業に係る省エネルギー技術等の研究に取り組みます。	なし	・大気汚染物質の発生メカニズムの解明や原因物質の排出低減対策・水環境の汚濁特性に関する研究や水環境の修復及び水処理技術に関する研究・土壌汚染の分析・解析方法の開発や重金属類などによる汚染の未然防止に関する研究・化学物質による環境リスク評価に関する研究		当センターが蓄積してきた環境分野における知見と技術を活用し、環境浄化分野での研究の充実が図れた。	環境問題の解決のため、当センターがこれ まで蓄積してきた知識・経験・技術の更なる 充実を図っていく。		
10	環境部 温暖化 対策課	38	I -2	①目標設定型排出量取引制度の創設【第5章再 掲】	支援事業費、 目標設定型排出量取引制度推進事業 費、 埼玉版グリーンニューディール推進・ 事業者支援事業費、	・制度の対象となる事業所(大規模事業所)に基準排出量、目標削減率を通知 ・大規模事業所ごとの基準排出量、年度排出量を公表 ・大規模事業所全体の削減状況を公表	・平成22年度データ(制度開始前) 555事業所 基準年度864万トン → 平成22年度 710万トン ・事業者補助(平成22~24年度) 11,457t-CO2/年(22事業者)	・目標達成のために事業者が計画的にCO2 削減に取り組んでいる。 ・大規模事業所における設備投資額が軽減 され省エネ対策が促進されるとともに、CO2 排出量が削減されて削減目標達成につな がる。	・産業・業務部門のCO2排出量の約半分を 占める大規模事業所の削減対策を計画的 に進めるため、引き続き取り組んでいきた い。 ・事業者補助支援は、事業者の事業活動に おけるCO2削減につながることから、引き 続き取り組んでいきたい。		
11	環境部に対策課	38	I -2	②エコアップ宣言の対象拡大 これまで事業所単位で原油換算年間1,500kl 以上のエネルギー使用事業所で取り組まれていたエコアップ宣言の対象を拡大し、各事業所では 小さなエネルギー使用量であっても、フランチャイズ事業やチェーン展開しているような場合に事業 者単位で合算して原油換算年間1,500kl以上になれば、エコアップ宣言を義務付けます。 また、原油換算年間1,500kl未満の事業所であっても、任意でエコアップ宣言が行えることについての普及啓発を徹底するとともに、自動車と多数使用する事業者に対して、自動車地球温暖化対策計画の策定を義務付けることにより、平成23年度までにエコアップ宣言事業者数を1,000事業者まで拡大します。	事業活動環境負荷低減対策事業費	「彩の国エコアップ宣言制度」は平成21年度末で終了し、平成22年度から対象を拡大した「地球温暖化対策計画・実施状況報告制度」に移行した。 ・地球温暖化対策計画・実施状況報告書 新制度に基づく報告事業者数(平成23年度:1149事業者) 上記のうち任意事業者の数(平成23年度:123事業者) ・制度説明会の開催 平成20年度~21年度(説明会+個別相談会開催)、平成22年度(12回)、平成23年度(7回)、平成24年12月末時点(9回)	・平成22年度大規模事業所排出量削減結果 大規模事業所(単独で1,500kL以上) における平成22年度排出量は、事業所ご とに設定される基準排出量と比較して154 万トン(17.6%)の削減となった。 ・平成23年度排出量は現在集計中	・事業者数は着実に数値を伸ばし、平成22 年度に目標を達成した。 ・平成23年度は更に数値を伸ばし、最終的	産業・業務部門の着実な省エネ・削減対 策を進めるため、引き続き取り組みを進め ていく。		
12	環境部 環境政 策課		I -2	③新規企業の立地段階における地球温暖化対策の要請 新規企業が立地する際、環境影響評価制度など を活用して地球温暖化対策を要請していきます。	なし	埼玉県環境影響評価技術指針で、環境影響評価の「調査・予測・評価の項目」に温室効果ガス等(温室効果ガス、オゾン層破壊物質)を定めている。事業者等は事業特性及び地域 特性を勘案した上、これらの項目から実際に調査等を行う項目を選定している。		平成21年度から平成24年度にかけて調査計画書手続を開始した5事業全てで、温室効果ガス等を調査等を行う項目に選定している。	事業者等への働きかけは、事業活動における温室効果ガス等の削減につながることから、引き続き取り組んでいきたい。		
13	下水道 局 下水道 管理課	38	I -2	④環境に配慮した流域下水道の整備 汚泥処理プロセスの改善や電気使用量の削減 により、温室効果ガス排出量の削減対策を実行し ます。	流域下水道事業地球温暖化対策	・汚泥焼却炉の高温焼却化・超微細散気装置の導入	平成22年度実績として、64,765tの削減を 達成 (平成22年度排出量316,949t、平成17年 度排出量381,714t)	温室効果ガス排出量を平成17年度比で2	下水道局の取組の大きな柱は、高温焼却化による一酸化二窒素排出量の削減である。既に殆どの焼却炉が対応を済ませており、平成26年度の削減目標達成後の更なる削減については検討を要する。		



+L*	T 1年岩	¥ ₽ ≢#	印じごう	ススタイルへの転換	Ų		W 117 =		
7 -	U 150	<u> </u>	ピロンイ	ススタイルへの転換	T		I	T	T
連番	担当課	載	柱立て	掲載施策	H21~H24該当事業名	実際の取組内容	CO2削減量 (把握できている場合のみ)	評価・総括	今後の方向性
14	環境部 温暖化 対策課	39	Ⅱ —1	①深夜化するビジネススタイル・ライフスタイルの 見直し【第5章再掲】	深夜化ライフスタイル調査事業費、ストップ温暖化・埼玉ナビゲーション2 050推進事業費	・深夜化するライフスタイル社会実験及び住民・事業者へのアンケート・ヒアリング調査(平成21年度) ・深夜化見直しシンポジウムの開催(平成22年度) ・深夜化見直し家庭実験(平成22年度) ・「夜エコ・朝活協力店」の募集(平成22年度~) ・深夜営業店舗に関するアンケート(平成23年度) ・震災後の県民・企業の意識・行動調査(平成24年度)		・深夜型から朝型へのライフスタイルの変化については、国の取組で「朝チャレ!」が取り上げらた。 ・「夜エコ・朝活協力店」は平成24年12月現在で585店舗に達しており、一定の成果を挙げた。	・深夜化するライフスタイルの見直しは広がってきている。・今後はライフスタイルキャンペーンなどの啓発活動の中で地道に取り組んでいきたい。
15	企画財 政部 情報企 画課	40	Ⅱ —1	②グリーンITの普及 オフィスにおける省エネ対策として、ITの省エネ (OA機器の省エネ化等)とITによる省エネ(IT会議 や電子申請の活用等)の推進を検討します。	なし	平成23年3月に「第4次埼玉県IT推進アクションプラン」を策定し、行政効率化の推進に資する施策として「グリーンITの推進」を掲げた。 具体的には、平成23年度から25年度までの3か年、サーバ統合による機器台数の削減や、新たな機器の調達に際しては消費電力の少ないものを選択するなど、実行可能な施策を中心に取り組んでいる。		第4次埼玉県IT推進アクションプランに掲げた「グリーンITの推進」は計画どおりに進ちょくしており、順調である。	・平成20年度に導入した庁内LANパソコン の入替において、消費電力の少ない機器を 調達することにより、CO2削減を実現する。
16	会計管 理者 会計管 理課	39	Ⅱ —1	③グリーン調達による特定備品の更新整備 庁内で使用する机等の特定備品について、「埼 玉県グリーン調達推進方針」に基づき、可能な限り 環境に配慮した物品を購入します。	り特定備品の更新整備費	庁内で使用する職員用机、いすなどの特定備品について、「埼玉県グリーン調達推進 方針」に基づき、可能な限り環境に配慮した物品(グリーン購入法適合商品)を購入し ている。		特定備品の調達にあたり、グリーン購入法 適合品がない物品(裁断機など)を除き、法 に適合することを条件とし、環境にやさしい 物品の購入に努めた。	今後も、「埼玉県グリーン調達推進方針」に 基づき、可能な限り環境に配慮した物品を 購入する。
17	環境部 資源循 環推進 課	39	Ⅱ —1	④3R(Reduce(発生抑制)、Reuse(再使用)、Recycle(再生利用))の推進 レジ袋の有料化については、消費者の理解を得ながら県内各地での展開を目指します。また、埼玉県廃棄物処理基本計画に基づき、3Rの推進に努めます。	運動推進事業	・H20.9.22~H23.3.31 埼玉県におけるマイバッグ持参運動とレジ袋削減運動の取り組みに関する協定 18事業者361店舗、3団体・H22.3.23 川口市が「川口市レジ袋の大幅な削減に向けた取組の推進に関する条例」を制定(川口市は県のモデル地域指定市)・マイボトル運動協力店舗数 393店舗	なし	・マイバッグ(レジ袋削減)、マイボトルとも広く県民に周知が図られ、特にレジ袋辞退率は増加傾向にある。 ・3R全体としての認知度は低く、ムーブメントには至っていない。	物の削減等を含めた3R全体の普及啓発を
18	環境部 温暖化 対策課	40	Ⅱ-2	①新築建物における省エネ·環境性能の向上【第 5章再掲】	ストップ温暖化・埼玉ナビゲーション2 050推進事業費	・建築物環境配慮制度の導入(平成21年度)		・建築物環境配慮制度の導入により、大規模な建築物について評価が公表されることとなり、省エネ性能・環境性能に配慮した建築物の増加が図られた。	・平成22年度から建築安全課に業務移管
19	都市整 備部 建課 全課	40	Ⅱ-2	①新建築物における省エネ・環境性能の向上【第5章再掲】 ③環境に配慮した建築物に対するインセンティブの付与【第5章再掲】 (※内容は、III – 1③マンションなど建築物の環境性能の向上(III – 1)【第5章再掲】と同様)	 建築基準法第59条の2第1項許可基	平成21年10月1日から「埼玉県総合設計許可取扱方針」を施行し、環境配慮への取組を促進する(CASBEE埼玉県による格付がB+以上)とともに、取組状況に応じて容積率の割増しを認めている。	_	平成24年度に本制度を活用した許可が1件あり。現在、制度活用に関する相談も受けており、有効な運用ができている。	引き続き、取組を推進していく。
20	環境部 温暖化 対策課	40	Ⅱ −2	②既存建物のエコオフィス化に対する支援強化 新築建物だけでなく、既存建物についても省エネ 診断などを通じて、改修時などにおけるエコオフィ ス化を支援していきます。	地域グリーンニューディール基金市町村補助事業費、 先進的温暖化対策地域導入モデル事業費、 排出量取引制度・CO2削減設備導入支援事業費、 埼玉版グリーンニューディール推進・ 事業者支援事業費、 環境創造融資事業費	・省エネナビゲーター事業(省エネ診断) 省エネに関する知識、経験を有する省エネナビゲーターを県内事業所に派遣し、省エネ診断を行い、事業者の省エネ、省CO2対策を支援する事業(平成23年度~)・事業者のCO2排出削減設備に対する一部補助を実施。(平成22~24年度実績:47事業者)・事業者の省エネ対策事業などに対し環境みらい資金による低利融資支援を実施。(平成21~24年度実績:9件)	・環境みらい資金(平成21~24年度) 2,016t-CO2/年(9件) ・事業者補助(平成22~24年度) 13,618t- CO2/年(47事業者)	・省エネ診断に基づく省エネ、省CO2対策の提案に、受診事業者が取り組むことにより、県内のCO2削減が図られた。・環境みらい資金により設備改修の初期投資が軽減され省エネ対策が促進されるとともに、CO2排出量が削減される。・事業者補助により設備投資額が軽減され省エネ対策が促進されるとともに、CO2排出量が削減される。	・県内中小規模事業所の支援は、県全体のCO2削減につながることから、引き続き、省エネナビゲーター事業の実施に取り組んでいきたい。 ・環境みらい資金による低利融資支援及び事業者補助支援は、事業者の事業活動におけるCO2削減につながることから、引き続き取り組んでいきたい。
21	環境部 温暖化 対策課	40	Ⅱ-2	②既存建物のエコオフィス化に対する支援強化 新築建物だけでなく、既存建物についても省エネ 診断などを通じて、改修時などにおけるエコオフィ ス化を支援していきます。	地域グリーンニューディール基金市町村補助事業費、 大進的温暖化対策地域導入モデル事業費、 排出量取引制度・CO2削減設備導入支援事業費、 埼玉版グリーンニューディール推進・ 事業者支援事業費	・蛍光灯からLED照明への交換などを通じた、公共施設における省エネ化の向上(平成21~23年度)・先進的、独創的な新エネ・省エネ設備の導入による温暖化対策の取組を共同で行う団体に対する補助(平成22~23年度)	③遮熱フィルム 1,510㎡⇒73.4t	・公共施設の省エネ化については、他の自治体においても照明器具の交換時に順次LED化していくなど、取組が広がってきた。	・先進的な取組や公共施設の省エネ化について、成功事例として発信し、全県に広めていきたい。
22	総務部 管財課	40	Ⅱ-2	②既存建物のエコオフィス化に対する支援強化 新築建物だけでなく、既存建物についても省エネ 診断などを通じて、改修時などにおけるエコオフィ ス化を支援していきます。	県有施設エコオフィス化改修事業	地方庁舎を中心に32施設に導入。全施設で、年間1億79万円の光熱水費の削減を 実施。(H23年度実績)	年間514トンのCO2削減を実施。(埼玉スーパーアリーナ敷地面積26個分のブナ林CO2吸収面積に相当)	計画通りの省エネルギー及びCO2削減を 達成しており、今後も継続して事業を展開し ていく。	施設の老朽化などをふまえ、17施設に導 入を予定
23	都市整 備部 建築安 全課	40	Ⅱ-2	③環境に配慮した建築物に対するインセンティブの付与【第5章再掲】 (※内容は、Ⅱ - 1①新建築物における省エネ・環境性能の向上【第5章再掲】、Ⅲ - 1③マンションなど建築物の環境性能の向上(Ⅲ-1)【第5章再掲】と同様)	1淮华宁	平成21年10月1日から「埼玉県総合設計許可取扱方針」を施行し、環境配慮への取組を促進する(CASBEE埼玉県による格付がB+以上)とともに、取組状況に応じて容積率の割増しを認めている。	_	平成24年度に本制度を活用した許可が1件あり。現在、制度活用に関する相談も受けており、有効な運用ができている。	引き続き、取組を推進していく。
24	都市整 備部 住宅課	40	Ⅱ-2	④環境配慮型住宅に対する表彰制度 環境に配慮した工夫やアイデアに富み、地球環境に優しい住宅を募集し、優れた取組を表彰します。	「彩の国地球と家族にやさしい住まいづくり賞(仮称)」	・「埼玉県環境建築住宅賞」の実施(平成21年度〜平成23年度) ・表彰作品発表会の実施。 ・応募作品を展示会等で公開するとともに、作品集を作成し、県民に配布。	_	・3年間で125作品の応募があった。作品集の作成・配布、展示会及び発表会を実施するなど、環境配慮型住宅の普及に対して一定の成果があったと考える。	・埼玉県住まいづくり協議会が主催する環 境建築住宅賞への事業補助を行う。



ÎΠ	低炭素型ビジネススタイルへの転換	7	ļ

ナビ	Ⅱ 低点	灭系图	<u> 型ヒン</u>	ネススタイルへの転換/_	5				
連番	担当課	掲載百	柱立つ	掲載施策	H21~H24該当事業名	実際の取組内容	CO2削減量 (把握できている場合のみ)	評価·総括	今後の方向性
25	農林部森づくり課	40	II — 2	⑤県産木材の利用促進、率先活用 県産木材の加工・流通体制の整備を行うととも に、県産木材の良さをPRし、木材需要の大半を占 める民間住宅での利用を促進します。また、公共 施設の木造化・木質化を促進します。	木のある生活空間づくり事業 埼玉の木施設整備事業	・26施設の木材加工流通施設を整備。(平成21年度~) ・県産木材の良さをPRするため、一般県民を対象とした「木とのふれあいまつり」を年4回開催。(平成21年度~) ・民間住宅での利用促進のため、セミナーや見学会の実施を支援(平成21年度~) ・「木づかいコーディネーター」の養成事業を実施し、456名を登録。(平成21年度~) ・公共建築物等の木造化・木質化に関する市町村指針の策定を進めるため、市町村説明会及び個別訪問を実施。(平成22年度~) ・「埼玉の木づかいCO2貯蔵量認証事業」を実施し、31件を認証。 (平成22年度~) ・県産木材を使用した公共施設等25施設を整備。(平成21年度~平成23年度)	・「埼玉の木づかいCO2貯蔵量認証事業」 によるCO2削減(貯蔵)量 31件 638.99t—CO2	度実績:330戸) ・公共建築物等の木造化・木質化に関する 指針を12市町が策定。	・製材所等の加工・流通体制の整備を進め、木材生産・流通の円滑化を図る。・イベント等を通じ、県産木材住宅の魅力や意義と同時に、価格やデザインの多様性をPRしていく。・市町村営繕担当者等をメンバーとした研究会を開催し、公共建築物の木造化・木質化に対する認識を深める。・引き続き、公共建築物等の木造化・木質化に関する指針策定について、市町村訪問を実施し、策定に向けた働きかけを行う。
26	病院局 経営 理課	40	Ⅱ-2		業 埼玉県立循環器・呼吸器病センターE	・高効率空冷ヒートポンプチラー・高効率水冷チラー	平成19年度 1, 127(t-co2) 平成20年度 2, 157(t-co2) 平成21年度 2, 185(t-co2) 平成22年度 1, 777(t-co2) 平成23年度 2, 223(t-co2)	事業開始前に比べてESCO契約期間中(H 19〜23)はco2排出量及び光熱水費の削減 ができ、導入効果があった。	ESCO契約が終了したため、各病院でESCO 導入設備の運転管理を行い、省エネを継続 していく。
27	総務部管財課	40	Ⅱ-2	⑥ESCO事業の推進 ESCO事業を県有施設で導入実施します。また、市町村はもとより、民間事業所や、マンション、大学等の民間施設についても、ESCO事業の周知を図り、その普及に努めます。	県有施設ESCO事業	大規模な施設を中心に7施設に導入。全施設で、年間2億4033万円の光熱水費の 削減を実施。(H23年度実績) 業界紙への情報提供や事業内容を埼玉県HPに掲載し、広く県民にPRを実施した。	スーパーアリーナ敷地面積124個分のブナ	計画通りの省エネルギー及びCO2削減を 達成しており、今後も継続して事業を展開し ていく。	施設の老朽化などをふまえ、1施設に導入 を検討中
28	環境部 大気環 境課	40	II —3	①自動車を多数使用(業務用、通勤用)する事業 者における環境負荷低減策の促進【第5章再掲】	なし	・事業者からの自動車地球温暖化対策計画等の提出(平成22年度~) ①平成22年度 計画:731事業者 ②平成23年度 計画:464事業者、実績:720 ③平成24年度 計画:19事業者、実績:653(9月末現在)	_	・事業者による自動車から排出されるCO2 削減の取組は、概ね順調に行われている。	
29	環境部 大気環 境課	40	п-з	②大規模集客施設等における環境配慮の促進 【第5章再掲】	なし	・事業者からの自動車地球温暖化対策実施方針の提出(平成21年度〜) ①平成21年度〜23年度 488事業所(大規模荷主:188、大規模集客施設:169、マイカー通勤:131) ②平成24年度〜26年度(平成24年11月末現在) 397事業所(大規模荷主:147、大規模集客施設:147、マイカー通勤:103)	_	・大規模集客施設等による自動車から排出 されるCO2削減の取組は、概ね順調に行 われている。	・大規模集客施設等による自動車からのC O2削減の取組は、県全体のCO2削減にも つながることが見込まれるため、引き続き取 り組んでいく。
30	企画財 政通 交通 策課	40	п-з	③交通需要マネジメントの推進 市町村が行うTDM(Transportation Demand M anagementの略。車から電車、バス、自転車への 利用転換促進などをはじめとした交通需要の調 整)施策の支援や普及啓発を行います。	総合交通活性化推進事業(~平成20年度)、公共交通利用転換促進事業(平成21年度~23年度)	・朝霞市、志木市、新座市内の住民、事業所、学校を対象として、自らのクルマ利用を見直すための啓発パンフレット等を提供し、クルマ以外の移動手段を考えていただくためのアンケートを実施。あわせて、事業効果を把握するために交通量調査を実施。(平成21年度)・熊谷市と共同で、住民や事業所を対象として、公共交通を利用した「エコ通勤」を呼びかけるとともに、パーク・アンド・バスライドや急行バス運行等の社会実験を実施。(平成22年度~23年度) ※平成23年度をもって当該事業は終了した。平成24年度以降は、市町村及び交通事業者が出席する地域公共交通会議への参加等を通じて、公共交通利用促進に向けた取組を支援する。		一人ひとりの意識への働きかけが効果的に 行われた結果、交通行動転換に対する意 欲の向上や実際の交通行動に影響を与え たことが確認された。	マイカーから公共交通利用への転換促進については、市町村や交通事業者への支援などを通じ、引き続き取り組んでいきたい。
31	県土整 備部 道路街 路課	40	п-з	④渋滞のない円滑な自動車交通を実現する道路整備、交差点整備事業 パイパスの整備や交差点改良などを通じて、自動車からの温室効果ガス排出量を抑制します。	道路整備事業	道路に関する評価基準に基づき事業箇所を厳選し、「選択と集中」の観点からメリハリとスピード感のある道路整備を進めている。		- H20~H24で44箇所のバイパス整備、45kmの供用予定 - H20~H24で109箇所の拡幅整備、35kmの 供用予定	引き続き道路整備を進めていく。
32	県土整 備部 道路環 境課	40	п-з	④渋滞のない円滑な自動車交通を実現する道路整備、交差点整備事業 バイパスの整備や交差点改良などを通じて、自動車からの温室効果ガス排出量を抑制します。	交差点整備事業	・交差点整備を集中的に整備するため、3か年で対象交差点を整備する計画を策定し進めている。 ・現在、平成23年度からの3か年で39個所の交差点整備を行う「交差点安心安全39プラン」のもと、整備を進めている。		・「交差点スムーズ55作戦」(H20~H22) 5 5箇所を整備。 ・「交差点安心・安全39プラン」(H23~H25) 39箇所を整備予定。	引き続き交差点整備を進めていく。
33	産働商サ産援	40	п-з	⑤流通業務の総合化、効率化物流拠点の集約化や適地への立地、共同輸配送等による配送ネットワークの合理化を促進し、環境負荷の低減等を図ります。	流通業務の総合化及び効率化の促進 に関する法律	・国は、特定流通業務施設の整備を伴う総合効率化計画の認定の申請がなされた場合、都道府県に意見照会を行う。県は、開発許可の見込み等について回答している。・県内では、平成21年度3件、平成22年度1件、平成23年度1件が認定されている。	1, 964. 25t(4件)	・高速道路IC近傍への物流拠点の集約・配送ネットワークの合理化により、輸送距離の短縮が図られ環境負荷の低減に繋がっている。	・国と連携し、物流拠点集約化等の計画認 定事務の迅速化に努め、流通業務の総合 化、効率化を図っていきたい。



++	≟π 併	農麦	刑げく	ジネ	ススタイルへの転換					
	- 世 <u> 23</u> 番 担当部	撂	5		掲載施策	H21~H24該当事業名	実際の取組内容	CO2削減量 (把握できている場合のみ)	評価・総括	今後の方向性
34	環境部環) II —	3	⑥低燃費車の普及促進 県内事業者に対して、電気自動車等次世代自動 車の導入補助や低燃費車などへの低利融資を実 施します。また、県でも公用車の更新時に原則とし て次世代自動車とするなど、低公害車、低燃費車 の率先導入を進めます。	度、 自動車排出CO2対策事業費、	・200台以上自動車を使用する事業者の低燃費車の導入 16.8%(平成22年度) → 30.4%(平成26年度末予定) ・電気自動車等次世代自動車導入への支援 ①CNGパス及び優良ハイプリット゚パスの導入補助 H22:27台、H23:36台、H24:19台 ②電気自動車導入補助 H21:6台、H22:19台、H23:15台 ③電気自動車用充電設備補助 H22:6基(急:4、普:2)、H23:19基(急:16、普:3) ・低公害車導入への支援 青空再生低公害車導入資金による融資 H22:38台、H23:47台 ・公用車の次世代自動車率先導入 次世代自動車の割合 H21:12%、H22:15%、H23:18% ・EV・PHVタウン構想による取組(平成23年度~) ①EV・PHV推進協議会を設置し、EV・PHVの効果的かつ効率的な 普及方策の検討 ②ホンダと連携したEV・PHV実証実験の実施 県機関利用、県職員利用	・低燃費車の導入によるCO2削減量(200 台以上事業者) 23,736t(H22→H26予定) ・公用車への次世代自動車率先導入による CO2削減量(知事部局のみ) 105.5t(H22→H23)	・県による総合的な自動車地球温暖化対策の結果、低燃費車(特にEV・PHV)は順調に普及している。・よりCO2削減効果の高いEV・PHVについても各自動車メーカーから市販が始まったことにより、急速に普及が広まっている。	・EV・PHVの普及にあたっては、さらに充電器の整備を進めるとともに、地域での有効活用や民間ベースでの事業活用等に取
35	産働商サ産援	ス 40) II –	3	⑥低燃費車の普及促進 県内事業者に対して、電気自動車等次世代自動 車の導入補助や低燃費車などへの低利融資を実 施します。また、県でも公用車の更新時に原則とし て次世代自動車とするなど、低公害車、低燃費車 の率先導入を進めます。	運輸事業振興助成事業のうち環境対策事業	・社団法人埼玉県トラック協会に対する補助金で当該協会が実施する事業のうち、地球温暖化の防止等環境の保全を目的として行う事業として、事業者に対して低公害車導入のための助成及び利子補給を実施している。		・平成21~23年度の低公害車導入助成台数は1,587両に達し、自動車排出ガス抑制の一助となった。	・補助金交付の目的である県民福祉の一層 の向上につながるため、引き続き補助対象 事業とすることとしたい。
36	会計管 理者 出納総 務課	140) II —	3	⑥低燃費車の普及促進 県内事業者に対して、電気自動車等次世代自動車の導入補助や低燃費車などへの低利融資を実施します。また、県でも公用車の更新時に原則として次世代自動車とするなど、低公害車、低燃費車の率先導入を進めます。	自動車更新整備費	・平成21年度から「埼玉県次世代自動車導入指針」に基づき、集中管理車の更新は原則的に次世代自動車で行うこととした。 ・その結果、平成24年12月末現在、本庁及び地域機関における集中管理車176台中、次世代自動車は70台(39.7%)となっている。		・ 次世代自動車の県公用車への導入は着 実に進んでいる。	· 引き続き環境性能の高い次世代自動車 等の導入を図る。
37	警察本部総務課	40) II —	3	⑥低燃費車の普及促進 県内事業者に対して、電気自動車等次世代自動車の導入補助や低燃費車などへの低利融資を実施します。また、県でも公用車の更新時に原則として次世代自動車とするなど、低公害車、低燃費車の率先導入を進めます。	環境にやさしい排出ガス対策	・平成21年度 車両(四輪)導入台数92台 うち低燃費車21台 ・平成22年度 車両(四輪)導入台数52台 うち低燃費車37台 ・平成23年度 車両(四輪)導入台数37台 うち低燃費車15台 ・平成24年度 車両(四輪)導入台数55台 うち低燃費車26台		・業務の性質上緊急車両を多く保持している中でも、配置可能な車両については低燃費車の普及促進に努め、4年間で導入台数中4割を占めることとなり、排出ガス対策を推進することができた。	・導入が可能な車両については積極的に今 後も導入を推進する。
38	環境部 大気環境課		п —	3		エコドライブ普及対策事業費 アイドリング・ストップの義務付け	・エコドライブ講習会の開催 ①平成22年度 座学講習 5回・605人、実技講習4回・65人 ②平成23年度 座学講習 7回・784人、実技講習6回・76人 ③平成24年度 座学講習10回・607人、実技講習3回・43人 (11月末現在)	_	とで、より自動車CO2が削減できる取組で	・エコドライブの取組については、講習会の 開催方法等を見直し、さらに着実に普及す るよう取り組んでいく。
39	警察本部総務課	41	п-	3	⑧交通安全施設の環境配慮 交通管制システムの整備や信号機のLED化な どを通じ、交通の円滑化と二酸化炭素削減を図り ます。	交通安全施設整備事業	平成21年度から平成24年度までの4年間で、信号機のLED化率を約8%(見込み)向	LED化によるCO2削減量:3,350t(見込み) ①1灯あたりのCO2削減量(t)=394kW/年 ×0.37÷1,000=約0.145t ②H21年度:554t(3,800灯)、H22年度:56t (380灯)、H23年度:396t(2,714灯)、H24年 度:174t(1,196灯(見込み)) ③H21~24年度=(554t×4年=2,216)+ (56t×3年=168)+(396t×2年=792)+ (174t×1年=174)=3,350t(見込み)	省エネ、事故防止の両方で効果を発揮している。	交通の安全と円滑を図ることで、渋滞を緩和させ、CO2の排出量削減に寄与する。

ナビ皿 低炭素型ライフスタイルへの転換

<u> </u>	т 15	<u> </u>	<u>注 ノゴ</u>	ノスダイルへの転換	_			1	
連番	担当詞	掲載	柱立	て 掲載施策	H21~H24該当事業名	実際の取組内容	CO2削減量 (把握できている場合のみ)	評価・総括	今後の方向性
40	環境部 温暖化 対策課	42	ш-1	①県民ムーブメントの喚起 県民にとって取り組みやすいマイバッグ運動や イフスタイルキャンペーン活動を通じ、環境にやは しい小さな行動を地道に積み重ねて、県民全体の ライフスタイル変革の大きなムーブメントへとつな げていきます。	省エネナビによるCO2削減モデル事 業費、	(1) 省エネ診断とアドバイス ・実施期間 平成22年6月1日~10月15日 ・省エネ診断件数 31件 (内訳)家庭訪問による省エネ診断とアドバイス 25件 メールやファックスによる簡易診断 6件 (2) 省エネナビの貸出し ・平成21年度 255件 ・平成22年度 278件 ・平成23年度 205件	なし		省エネナビは家庭の電力使用量を「見える化」するツールとなるため、引き続き貸出しを行う。地球温暖化防止活動推進員への貸出しを始め、市町村や環境系NPO等を通じた貸出しを行うなど、利用者拡大に努める。
41	環境部 資源循 環推進 課	140	Ⅲ-1	①県民ムーブメントの喚起 県民にとって取り組みやすいマイバッグ運動やイフスタイルキャンペーン活動を通じ、環境にやにしい小さな行動を地道に積み重ねて、県民全体のライフスタイル変革の大きなムーブメントへとつなげていきます。	対 地球に優しいマイバッグ&マイボトル 運動推進事業	・H20.9.22~H23.3.31 埼玉県におけるマイバッグ持参運動とレジ袋削減運動の取り組みに関する協定 18事業者361店舗、3団体・H22.3.23 川口市が「川口市レジ袋の大幅な削減に向けた取組の推進に関する条例」を制定(川口市は県のモデル地域指定市)・マイボトル運動協力店舗数 393店舗	なし	・マイバッグ(レジ袋削減)、マイボトルとも広く県民に周知が図られ、特にレジ袋辞退率は増加傾向にある。 ・3R全体としての認知度は低く、ムーブメントには至っていない。	・マイバッグ、マイボトルに限らず、食品廃棄物の削減等を含めた3R全体の普及啓発
42	環境部 温暖化 対策課	42	Ⅲ-1	②省エネ家電・設備等の普及促進 家庭部門において、エネルギーを多く使用する テレビ、冷蔵庫、エアコンなどの家電製品や暖房 や給湯器などの石油、ガス機器について、省エス 製品の普及を促進します。	ストップ温暖化・埼玉ナビゲーション2	・エアコン、テレビ、冷蔵庫のいずれか5台以上陳列販売する事業者に省エネラベルの表示及び購入者への省エネ性能の説明義務(H21~) ・そのうち、対象売場面積1,000㎡以上の店舗については、省エネルギー性能説明推進者の選任・届出事務(H21~)		・家電量販店を中心として、省エネ製品の性能表示が一般的となり、消費者も商品選択の際の基準とするようになった。	・消費者への情報提供は家庭部門のCO2 削減に有用であることから、引き続き取組を 進めていきたい。
43	都市整 備建 建課	١٫٫	Ⅲ −1	③マンションなど建築物の環境性能の向上(Ⅲ-1)【第5章再掲】 (※内容は前記P40Ⅱ-2 ①新建築物における省エネ・環境性能の向上【第5章再掲】 ③環境に配慮した建築物に対するインセンティスの付与【第5章再掲】と同様)		平成21年10月1日から「埼玉県総合設計許可取扱方針」を施行し、環境配慮への取組を促進する(CASBEE埼玉県による格付がB+以上)とともに、取組状況に応じて容積率の割増しを認めている。		平成24年度に本制度を活用した許可が1件 あり。現在、制度活用に関する相談も受け ており、有効な運用ができている。	引き続き、取組を推進していく。
44	環境部 温暖化 対策課	42	Ⅲ −1	③マンションなど建築物の環境性能の向上【第5章再掲】	先進的温暖化対策地域導入モデル事 業費	・先進的、独創的な新エネ・省エネ設備の導入による温暖化対策の取組を共同で行う団体に対する補助(平成22~23年度)	・マンション(6棟) 計 27.3t-CO2 LED 337本⇒6.1t その他照明 96本⇒1.9t 屋上断熱 1,150㎡⇒1.7t 断熱塗装 8,343㎡⇒11.9t 太陽光発電 1基(9.84kW)⇒5.7t	・各マンションにおいては、共用部分の光熱 費が相当程度減少し、目に見える形で成果 が現れた。 ・大規模改修にあわせて行うケースがほと んどであり、費用負担に関して住民の合意 形成が課題となった。	・マンション管理会社などに対して、省エネ 設備や新エネ設備の導入を積極的に働き かけていきたい。
45	環境部 温暖化 対策課	42	Ⅲ-1	④「エコリフォーム」の普及啓発 既設住宅のリフォームの機会を捉えて、リフォーム関係者、部材関係者、NPOなど幅広い関係者 が協力、連携して、省エネ性能向上の普及啓発 図ります。	· 費、	216件 9,340千円	H21年度 278t-CO2/年 H22年度 490t-CO2/年	・リフォーム時期の一部利用者だけの補助 となり効果が限定的	・より効果的な事業を検討
46	都市整備部住宅課	42	Ⅲ-1	④「エコリフォーム」の普及啓発 既設住宅のリフォームの機会を捉えて、リフォーム関係者、部材関係者、NPOなど幅広い関係者 が協力、連携して、省エネ性能向上の普及啓発 図ります。	.	 「エコリフォームのすすめ」の冊子及び概要版を作成し、リフォーム事業を行う県内のホームセンターやイベント等で配布。 ・県政出前講座「住まいの省エネはじめませんか?~エコリフォームのすすめ~」の実施。 		・エコリフォームについて冊子等の配布、県 政出前講座を実施することで普及・啓発を 行うことができた。	・引き続き県政出前講座を行い、環境等に配慮したリフォームの普及・啓発を図る。
47	環境部 温暖化 対策課	43	ш-2	①エコライフDAY(一日環境家計簿)の拡大【第日 章再掲】	; 低炭素型ライフスタイル推進事業費	・地球にいいことチャレンジシートとエコライフDAYチェックシートを合冊で作成し、小・中・高等学校の全児童・生徒を対象に夏と冬の年2回配布。 ・夏季に家庭向け節電対策として実施している電気ダイエットのチラシとエコライフDAY チェックシートを合冊で作成し配布。 ・夏と冬の温暖化対策キャンペーンの一環として、市町村・企業・団体へ参加を依頼。	平成21年度から平成24年度夏までに、 合計3,038トン削減	・継続して100万人を超える参加者があり、 広く県民に浸透している。	・県主導の画ー的な取組みから、市町村主 導の多様な取組みへと展開するよう推進す る。
48	環境部 温暖化 対策課	43	Ш-2	②CO2排出量の「見える化ハンドブック」の作成 どのような消費行動をとれば、どの程度の二酸 化炭素削減につながるかを分かりやすく解説した ハンドブックを作成するなど、CO2排出量の「見 る化」を進めます。		・「家庭のCO2削減ハント・ブック」として合計25,000部印刷し、希望する市町村、団体、埼玉県地球温暖化防止活動推進員等へ配布・ハンドブックを活用した講座を開催するための、講師養成講座を21回開催し合計714人が受講	h. 1	・家庭のCO2の具体的な削減方法を解説したハントブックを作成したことで、地域の地球温暖化防止活動推進ツールとして広く県民に活用された。	・平成24年度廃止
49	環境部 温暖化 対策課	43	Ш−2	③カーボンオフセットなど二酸化炭素排出相殺 野の普及 日常生活で排出した二酸化炭素に相当する金を植林活動や自然エネルギー事業などに投資することで、その排出量を埋め合わせる、カーボンフセットの取組を促進します。県自ら率先実行すとともに、市町村と連携して県民への普及啓発を図ります。 また、再生可能エネルギーから得た電力のコスの一部を事業者や市民が負担し、二酸化炭素の排出を抑制するグリーン電力証書の普及を進めす。	額ける 低炭素型ライフスタイル推進事業費	1 グリーン電力証書の購入 (1)平成21年度購入実績 ・みどりと川の再生フォーラム、クールアース・デー 800kWh分 ・エコカーフェア、食と農林業ドリームフェスタ 4,000kWh分 ・まなびピア 4,700kWh分 (2)平成22年度購入実績 ・埼玉サイクリングフェスティバル 3,700kWh分	・平成21年度 3,078kg-CO2 ・平成22年度 1,384kg-CO2	環境問題への意識が高い住民が集まる環境関連イベントや集客力があるイベントにおいて排出される二酸化炭素の相殺手段として、グリーン電力証書を購入した。当該イベントにおいて、購入したグリーン電力証書を掲示するなど、県民への普及啓発に努めた。	平成23年度に事業廃止。今後は、家庭の

参考資料1③

第6章 7つのナビゲーション進捗状況

ナビ皿 低炭素型ライフスタイルへの転換

	T	掲	柱立て	掲載施策	H21~H24該当事業名	実際の取組内容	CO2削減量 (把握できている場合のみ)	評価・総括	今後の方向性
50	環境部 温暖化 対策課	43	ш-2	④エコポイントの付与など二酸化炭素削減に向けたインセンティブの検討【第5章再掲】	地域エコマネー導入促進事業費	1 環境に配慮した行動にポイント(エコマネー)を付与し、これを値引きや特典、サービス等と交換できる制度の導入等への補助。 (1)平成22年度 ・アトム通貨実行委員会川口支部(補助額:60万円) ・新座市商工会(補助額:60万円) ・和光市商工会(補助額:60万円) ・株式会社地域協働推進機構(補助額:526,600円) (2)平成23年度 ・地域通貨戸田オール運営委員会(補助額:7万円) ・春日部市商工会議所(補助額:77,838円) 2 連絡協議会の開催 既にエコマネーを実施している団体や新たにエコマネー導入を検討している団体等を参加者とする連絡協議会を開催した。 ・H24.3.7開催 55名参加(商工団体、市町村等) (内容) ・講演「スマートコミュニティーにおけるエコマネーの可能性」 ・助成団体の活動報告	なし	・団体への補助により新規事業導入や事業 規模拡大に寄与した。 ・連絡協議会の開催によりエコマネー制度 への理解拡大につながった。 ・より一層の二酸化炭素削減を実現するた めには、特定の地域に偏らず、全県で取り 組んでいく必要がある。	平成24年度で事業廃止。今後は、県民 全体を対象とし、二酸化炭素削減を図って いく。
51	農林部農業ビジネス支援課	43	Ⅲ -2	⑤カーボンフットプリントに関する取組の促進 国等が進めている研究成果を踏まえ、県内での 普及啓発を図ります。	_	農産物のブランド化の推進に絡めて、一時課内で検討に上った程度。実際の取組には至っていない。		農産物へのCFP利用は検討中。	未定
52	農林部 農業ビ ジネス 支援課	43	Ш−2	⑥地産地消の推進 生産者、消費者及び流通業者から構成される地 産地消推進協議会等の運営を通じ、地産地消を 推進します。	地産地消推進事業 地産地消支援事業	地産地消推進協議会等の運営を通じ、直売所の運営支援や量販店の県産農産物コーナー、県産農産物を積極的に利用するサポート店の設置推進、学校給食への利用促進など、地産地消を推進した。		地産地消の取組は全県的に広がっており、特に11月の「地産地消推進月間」では、 行政、農業団体、食品関連企業等と連携したキャンペーンを展開しており、その取組は 着実に増加している。	地産地消はCO ₂ 削減に加え、地域農業の発展にも大いに寄与しており、今後も継続して推進していく。
53	農林部ビジネス設課	43	ш−2	⑦フードマイレージの活用 食料の重量と輸送距離とを掛け合わせた「フード マイレージ」の意義や考え方を活用し、CO2排出 量の「見える化」や地産地消を進めていきます。		県政出前講座などで県民に地産地消の取組をPRする際に、フードマイレージの考え方や地産地消における有利性を説明している。		地産地消のメリットの一つとしてフードマイレージの考え方は説明しやすく、消費者にも 理解されやすい。	今後も引き続き、フードマイレイジの意義 や地産地消における有利性等を普及啓発 していく。
54	環境部 温暖化 対策課	43	Ⅲ-2	⑧省エネ家電・設備等の普及促進 家庭部門において、エネルギーを多く使用する、 テレビ、冷蔵庫、エアコンなどの家電製品や暖房 や給湯器などの石油、ガス機器について、省エネ 製品の普及を促進します。 (※P42Ⅲ-1の再掲)	ストップ温暖化・埼玉ナビゲーション2 050推進事業費	・エアコン、テレビ、冷蔵庫のいずれか5台以上陳列販売する事業者に省エネラベルの表示及び購入者への省エネ性能の説明義務(H21~) ・そのうち、対象売場面積1,000㎡以上の店舗については、省エネルギー性能説明推進者の選任・届出事務(H21~)		・家電量販店を中心として、省エネ製品の性能表示が一般的となり、消費者も商品選択の際の基準とするようになった。	



$\perp \perp \perp \pi \tau$	ルニモスルだにムシー・ファット サム・カモザ
T P 10	16 虚支 びかかし シュートー なんキーなどへ ひ眼柳
) L IV	低炭素で地球にやさしいエネルギー社会への転換

7 - 1	v 1 <u>2519</u>	掲	C 18131	こやさしいエネルキー社会への転換			000 M 14 E		
連番	担当課	載頁	柱立て	掲載施策	H21~H24該当事業名	実際の取組内容	CO2削減量 (把握できている場合のみ)	評価・総括	今後の方向性
55	都市整 備部 建築安 全課	44	IV — 1	①大規模建物の新築時における太陽光発電の導入要請 建設会社や土地や建物の開発業者に対して、新築時における太陽光発電の導入を要請し、県内における太陽光発電の導入を要請し、県内における太陽光発電の普及拡大を図ります。		平成21年10月から建築物環境配慮制度を開始し、大規模建築物の新築等にあたっては 事業者に環境配慮計画書を作成してもらい、太陽光発電の導入に関する検討を要請して いる。	_	太陽光発電設備を設置している事例もあり、有効な制度運用ができている。	引き続き、取組を推進していく。
56	環境部 温暖化 対策課	44	IV — 1	発電の飛躍的な普及拡大を図るため、独自の補	太陽光発電拡大プロジェクト推進事業 費、 電力100%自活住宅普及促進事業 費、 電力自活住宅等普及拡大事業費		H21年度 8,160 t-CO2/年 H22年度 8,760 t-CO2/年 H23年度 8,000 t-CO2/年 H23年度補正 1,400 t-CO2/年 計 26,320 t-CO2/年	・平成21年度に全国第4位であった住宅用 太陽光発電設備の設置基数が全国第2位と なった。	・補助によらず住宅用太陽光発電設備の設置が進むよう、地域密着型価格低減等事業を全県に展開し、太陽光発電設備の設置費用の低減が進むよう取組を進める。
57	環境部 温暖化 対策課	44	IV − 1	③事業者に対する導入支援【第5章再掲】	学校施設エコ改修支援事業費、 地域グリーンニューディール基金市町 村補助事業費、 先進的温暖化対策地域導入モデル事 業費、 排出量取引制度・CO2削減設備導入 支援事業費、 埼玉版グリーンニューディール推進・ 事業者支援事業費	・学校施設等エコ改修支援事業補助金 「彩の国みどりの基金」を活用し、学校施設等の校庭緑化や太陽光発電の設置を支援。 ①緑化事業:保育園1 ②太陽光発電設備設置事業:幼稚園1、小学校2、中学校2(計90kW)	90kW×1100kWh/年×0.386=38,214kg/年 =38t-CO2/年	リーディングプロジェクトとして、また環境学習の意味からも学校への導入の意義はあったと考える。	固定価格買取制度が導入された現在では 屋根貸しなどによる設置が望ましいと考え る。
58	環境部 温暖化 対策課	44	IV — 1	③事業者に対する導入支援【第5章再掲】	学校施設エコ改修支援事業費、 地域グリーンニューディール基金市町 村補助事業費、 先進的温暖化対策地域導入モデル事 業費、 排出量取引制度・CO2削減設備導入 支援事業費、 埼玉版グリーンニューディール推進・ 事業者支援事業費、 環境創造融資事業費	・事業者の太陽光発電設備に対する一部補助を実施。(平成24年度:8事業者) ・事業者の再生可能エネルギー利用設備に対し環境みらい資金による低利融資支援を実施。特に平成20~22年度においては太陽光発電設備特別利率を設定。(平成21~24年度実績:27件)	・環境みらい資金(平成21~24年度) 957t-CO2/年(27件) ・事業者補助(平成24年度) 59.8t-CO2/ 年(8事業者)	もに、CO2排出量が削減される。	・環境みらい資金による低利融資支援及び 事業者補助支援は、事業者の事業活動に おけるCO2削減につながるもの(自家消費 目的)のみ、引き続き取り組んでいきたい。
59	環境部 温暖化 対策課	44	IV — 1	③事業者に対する導入支援【第5章再掲】	* 弗	・太陽光発電設備の設置などを通じた、公共施設における自然エネルギー導入の推進 (平成21~23年度) ・先進的、独創的な新エネ・省エネ設備の導入による温暖化対策の取組を共同で行う団体 に対する補助(平成22~23年度)	(再掲) ・公共施設(8市) 太陽光発電 8基(74.12kW) 95,588kWh ×0.001×0.375=35.4t ・マンション(1棟) 太陽光発電 1基(9.84kW) 15,130kWh ×0.001×0.375=5.7t	・公共施設においては、国のグリーンニューディール基金を活用して相応の導入が図られた。 ・団体における取組については、初期費用がかさむことなどから、必ずしも期待していたように導入は進んでいない。	・コスト比較などを通じて、導入によるメリット を訴えかけ、取組を全県に広めていきた い。
60	環境部 温暖化 対策課	44	IV — 1	④県による太陽光発電の率先導入 県営住宅や警察庁舎を含め、新築する施設や普 及のシンボルとなる施設に太陽光発電の率先導 入を行っていきます。	エコ・エネルギー率先活用事業費	・「太陽光発電設備の設置ガイドライン」を管財課と連名で策定、周知 ・H23末現在 143施設 3,972kWを設置	1, 386t-CO2/年	・設置基数、設置kWともに全国第2位 ・県有施設の屋根貸し事業を神奈川県に次 いで実施	・今後も、ガイドラインに則り、太陽光発電設 備の設置を進める。
61	都市整 備部 住宅課	44	I V − 1	④県による太陽光発電の率先導入 県営住宅や警察庁舎を含め、新築する施設や普 及のシンボルとなる施設に太陽光発電の率先導 入を行っていきます。	太陽光発電設備の設置等	今年度は3団地に25kWを設置。 平成21~24年度までの合計では、9団地185kWとなる。	OkWhの発電電力とし、	エコアップ事業として県営住宅へ太陽光発 電設備を率先導入し、CO2削減、住民への 啓蒙、余剰売電による収入など多くの導入 効果をもたらしている。	
62	都市整 備部 都市整 備政策 課	44	IV — 1	④県による太陽光発電の率先導入 県営住宅や警察庁舎を含め、新築する施設や普 及のシンボルとなる施設に太陽光発電の率先導 入を行っていきます。	低炭素で地球にやさしいエネルギー 社会への転換(太陽光発電の導入)	建設時に設置した50kWに加え、平成22年度に300kWを追加設置した。構内の電気設備と系統連係を行い、災害時及び通常時の電力として使用している。一般家庭の約70軒分の発電量に相当する。	178t-C02/年	平成22年度実績で332千kWh、平成23年度 実績で327千kWhの発電があり、良好に推 移している。	確実な保守により設備を維持していく。
63	企業局 水道管 理課	44	IV — 1	④県による太陽光発電の率先導入 県営住宅や警察庁舎を含め、新築する施設や普 及のシンボルとなる施設に太陽光発電の率先導 入を行っていきます。	県による太陽光発電の率先導入	発電容量 1, 200kW	年間予想発電量 1, 372, 594kWh① 年間予想CO2削減量 ①×0.386t-CO ² /千 kWh≒530t-CO2/年	11月末現在で予想発電量に対し約130% の発電実績があり、見学者数は、浄水場見 学も含め延べ14,434人になる。発電、環 境啓発共に十分な効果を上げている.	浄水場、中継ポンプ所等において、将来の 施設建設、更新、維持管理の作業スペース 等を考慮し導入を検討していく。
64	警察本 部 総務課	44	IV — 1	④県による太陽光発電の率先導入 県営住宅や警察庁舎を含め、新築する施設や普 及のシンボルとなる施設に太陽光発電の率先導 入を行っていきます。	上尾警察署庁舎建設·西入間警察署 庁舎建設	【平成22年度】 西入間警察署 15kW	機動センター、西入間警察署及び寄居警察 署庁舎計で 19t-C02/年	微力ではあるが再生可能エネルギーの普 及に貢献できた。	警察署等庁舎改築時に積極的に太陽光発 電設備を導入する
65	総務部 管財課	44	I V − 1	⑤県有施設への太陽光発電導入に向けた設置ガイドラインの策定 太陽光発電導入に当たっての設置の基本方針、 技術的基準などを盛り込んだガイドラインを策定します。	「県有施設への太陽光発電導入に向けた設置ガイドライン」の策定について	・平成21年3月にガイドラインを制定した。 ・平成24年8月に内容を見直し、改正した。		・公共施設の「屋根貸し」による整備手法な どを取り入れ、太陽光発電設備の普及促進 を図った。	・新しい技術や手法の開発により、見直しを行う。

ナドπ	低炭素で地球にやさし	/エネルゼー	- 社合への転換

<u> </u>	17 <u>元</u>	<u>火糸</u>	で地球	こつさしいエイルヤー社会への転換					
連番	担当課	掲載頁	柱立て	掲載施策	H21~H24該当事業名	実際の取組内容	CO2削減量 (把握できている場合のみ)	評価・総括	今後の方向性
66	教育局 財務課	44	IV — 1	⑥県立学校への太陽光発電設備の設置(P44 IV - 1) 県立学校の太陽光発電設備の設置を推進するとともに、生徒の環境に対する意識の啓発などにも活用します。	緑と太陽エネルギー推進事業費	・平成21年度に、「緑と太陽エネルギー推進事業費」を「県立高等学校緑化推進事業」と「県立学校エコ・エネルギー活用事業」に改変し、それぞれの事業として平成23年度まで実施した。 ・「県立学校エコ・エネルギー活用事業」では、11校に太陽光発電設備を設置し、自然エネルギー活用による二酸化炭素削減、生徒の環境に対する意識啓発を図った。	・太陽光発電設備(20kW) (1校あたり11t -CO2/年)×11校 = 121t-CO2/年	・太陽光発電設備の設置については、CO2 の削減に寄与したことはもとより、発電状況 がわかるパネルを設置し、生徒の環境に対 する意識啓発を図った。	・太陽光発電設備の設置については、県で 策定した「太陽光発電設備の設置ガイドライン」に沿って検討していく。
67	環境部 温暖化 対策課		I V − 1	⑦「市民共同発電」の促進 県民やNPO、市民団体が中心となり、多くの市 民からの出資や寄付によって、幼稚園・学校など 地域に身近な施設に太陽光発電を設置する取組 を積極的に支援していきます。	太陽光発電拡大プロジェクト推進事業 費、 電力自活住宅等普及拡大事業費	H21年度 1か所 3.6kW H22年度 2か所 7.5kW H23年度 2か所 9.6kW	・7t-CO2/年	・太陽光発電設備の設置に多くの人が関わり、太陽光発電設備への理解を深めることができる。	・今後も継続する。
68	環境部 温暖化 対策課		IV — 1	⑧太陽光発電による余剰電力の固定価格買取制度の導入要請【第5章再掲】	なし	・県が統一して実施している政府要望の項目に入れて要請を実施		【固定価格買取制度の導入】 ・住宅用太陽光発電設備の余剰電力買取が「エネルギー供給構造高度化法」 (H21.11)により開始され、「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」(H24.7)により発電事業の全量買取制度が開始	・買取価格と賦課金のバランスのとれた価 格設定について引き続き要望
69	農林部森づくり課		I V−2	①農山村バイオマスのエネルギー利用の促進 木質バイオマスや稲わら、もみがら等の農山村 バイオマスについて発電やバイオ燃料などのエネ ルギー利用を進めるため、そのための施設の整備 を促進し、未利用資源の有効活用を図ります。	木質バイオマスエネルギー利用促進 事業	・木質バイオマス施設整備を6施設で実施。(平成21年度~) ・木質ペレットストーブ設置者への補助を19台実施。(平成21年度)		・木質バイオマス施設整備により県内に2箇 所の木質ペレット加工施設ができたことにより、木質ペレットを利用する施設(ペレットボイラー・ペレット焚空調システム等)を設置す	する。 ・再生可能エネルギーの固定価格買取制度
70	環境部 水環境 課	45	I V−2	②廃食油を用いたバイオディーゼル化 家庭からの廃食油を回収し、バイオディーゼル 燃料に再生する仕組みづくりを支援します。	廃食油・バイオディーゼル燃料化事業	・回収システムの構築に向け、各家庭、自治会、地元市町村及び油再生事業者間の調整、環境教育や広報協力を実施(平成20年度~平成22年度)。		・モデル地区の2市(熊谷市及び旧鳩ヶ谷市)で廃食用油の回収が定着し、バイオディーゼル燃料に再生するシステムを構築。	・市町村、事業者が主体となって事業を実 施。
71	環境部 資源循 環推進 課	1,-	IV−2	③高効率ごみ発電施設の導入促進 焼却処理に伴い生じる熱エネルギーを発電や地 域暖房等に活用する、高効率なごみ発電施設の 導入を支援します。	なし	・高効率ごみ発電施設に係る交付金制度について、説明会や個別の相談対応を行った。 (H21~) ・高効率ごみ発電施設の交付率1/2が認められるのは、H25年度までの時限措置とされているため、時限措置の延長などの財政支援を国に要望した。(H23~)	・高効率ごみ発電施設は、まだ竣工していないため、現時点における CO_2 削減量はなし。 ・建設が計画されている5施設の稼働後は、竣工前と比べ、年間発電量が計73,000千 kWh 程度増加する。東京電力株式会社の実排出係数 $0.464(t-CO_2/\mp kWh)$ を用いて算定すると、年間で約34,000 t の CO_2 が削減される見込みである。73,000(t + kWh /年)× $0.464(t-CO_2/\mp kWh)$ =34,000(t -	市町村等で策定済み。 (さいたま市、飯能市、ふじみ野市、東埼玉 溶源理特組会 佐工西和理特保会組合	・高効率ごみ発電施設は、エネルギーの地産地消に合致し、電力供給不足に対しても有効な手段であることから、今後も、国に対して財政支援の要望を行い、施設設置を支援する。
72	環境部環境政策課		W −2	④その他の再生可能エネルギーの利活用 小水力や中規模風力発電などの再生可能エネ ルギーや地中熱の活用、下水汚泥のエネルギー 利用等について、技術革新の状況等も見極めな がら、本県における導入可能性について調査・検 討を行います。(なお、風力発電については、現状 では太陽光発電と比べ発電コストが低いなどの長 所がありますが、本県では、極めて限られた一部 地域でしか安定的な風況は得られない状況で す。)	なし	・総務省緑の分権改革推進事業を活用しての再生可能エネルギーによる地域活性化方策の検討(平成22年度) ・再生可能エネルギー導入拡大のための報告書のとりまとめとモデルプロジェクト等の取組の推進(平成23年度~) ・再生可能エネルギー普及促進研究会木質バイオマスワーキンググループ(平成22年度~)、熱エネルギー活用ワーキンググループ(平成23年度~)の運営・環境省温暖化対策技術開発等事業を活用しての木質バイオマスからのバイオオイル製造・利用に係る技術開発(平成23~25年度)		・埼玉県が取り組むべき再生可能エネルギーについての検討や導入拡大のためのモデルプロジェクトなどを報告書としてとりまとめ、その方針に基づき取組を進めている。	産学官連携の中からモデルプロジェクトの 実現するとともに、ビジネスモデルを構築し て事業化に結び付けていく。

				のなる四国初末づ八日		第6章 7つのナビゲーション進捗	犬況		参考資料1⑤
ナビၤ	7 低炭	素	で潤い	のある田園都市づくり	3 9生宣苏,				
連番	担当課	掲載頁	柱立て	掲載施策	H21~H24該当事業名	実際の取組内容	CO2削減量 (把握できている場合のみ)	評価·総括	今後の方向性
73	環境部 温暖化 対策課	46	V — 1	①低炭素型まちづくりに対する支援 地球温暖化対策に地域を挙げて取り組もうとす る市町村を支援します。	人トツノ温咳化・埼玉ナビケーンョン2	・「環境みらい都市」として10市を認定。市の街路灯をすべてLED化するなどの取組事例を全県に発信(平成21年度~平成23年度)・県が市町村ごとの温室効果ガス排出量を推計して公表。市町村の温暖化対策実行計画の策定支援の一環として。(平成24年度~)	・街路灯のLED化(7市) 2,922本×(平均22W-8W)×4,000時間 ×0.001=163,632kWh① ①×0.386kg-CO2×0.001=63.2t-CO2		・市町村への支援は、県全体のCO2削減にもつながることが見込まれるため、引き続き取り組んでいきたい。
7, 1	都市整 備部 都市計 画課	46	V — 1	②コンパクトシティやモーダルシフトなどによる低炭素都市への着実な進展マイカー利用量を減らし、温室効果ガス排出量の少ない交通手段へのシフトを推進していきます。	なし	低炭素社会の実現を図ることについて「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」に 盛込むよう都市計画の見直しを進めている。 住居系の市街化区域編入は駅周辺とすることや、公共交通機関の利便性を向上する都 市計画施設の見直し等を進めた。	_	全ての都市計画は、「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」に即するため、市町村における低炭素都市づくりの推進が期待できる。市街地の拡散抑制や、都市計画に基づく施設整備が進むことにより都市の低炭素化に寄与した。	計画の適切な見直しを進めるとともに、市町
75	都市整 備部 田園都 市づくり 課	46	V — 1	開発区域内の外縁部に高木の植栽を進めます。	田園都市産業ゾーン環境共生推進事業	「田園都市産業ゾーン基本方針」先導モデル地区10地区のうち川島町IC北側地区及び北本中丸9丁目地区の地区において、高木植栽の経費の一部を助成した。	_	「田園都市産業ゾーン基本方針」で目的とした高木植栽を実施し、先導モデルとしての役割を果たすことができた。 産業基盤づくりにおいて、田園空間に配慮した緑地空間の創出がなされた。	「田園都市産業ゾーン基本方針」は、平成2 4年度で終了。
76	都市整 備部 都市計 画課	46	V — 1	⑫ヒートアイランド対策の推進 行政、事業者、県民がそれぞれ具体的なヒート アイランド対策が取り組めるようガイドラインを作成 し、地域全体で効果的な対策を進めます。	なし	都市部における公園・緑地・河川(水辺)などの周辺より気温が低い「クールスポット」とそこからにじみ出す冷気を可能な限り活用するため、「まちづくりにおけるクールスポット活用の手引き」を平成24年3月に策定した。	_		本手引きの周知を図り、クールスポットの活 用を促進していく。
77	環境部 温暖化 対策課	46	V — 1	①ヒートアイランド対策の推進 行政、事業者、県民がそれぞれ具体的なヒート アイランド対策に取り組めるようガイドラインを作成 し、地域全体での効果的な対策を進めます。		1 ヒートアイランド対策ガイドラインの普及 県政出前講座等の機会をとらえ、ヒートアイランド対策の普及に努めた。平成23年度: 310名、平成22年度:365名、平成21年度:159名 2 ヒートアイランド現象実態調査 ・県内の小学校約50か所で気温を継続的に観測(平成18年度~) ・河川からの冷気のにじみ出し効果の実態調査(H21 芝川放水路で実施)	なし	平成19年に熊谷市で40.9℃という国内 最高気温を記録したこともあり、県民のヒー トアイランド現象に対する関心は高いと思わ れる。 エコライフを実践し、人工排熱を減少させる ことが温暖化対策だけでなくヒートアイラン ド対策にもつながる点を県民に継続的にPR することは重要である。	
78	環境部 みどり 再生課	47	V -2	①「彩の国みどりの基金」を活用した身近な緑の 保全・創出 市町村、民間施設所有者が行う公開性のある屋 上緑化、壁面緑化を支援し、ヒートアイランド現象 の緩和を実施します。	みどりの街なみ推進事業	・民間施設の屋上緑化や壁面緑化等20か所を支援(平成21年度~平成24年度) ・市町村の公園やグラウンド等の緑化18か所を支援(平成21年度~平成24年度)		・県内初となるコンビニエンスストアの屋上 緑化がマスコミに取り上げられた。商業施 設を中心として屋上緑化等に取り組む企業 が増加した。	・民間施設や市町村への支援は、公開性の高いモデル的な緑化やまちづくりと一体的に行われる緑化に重点化していきたい。
79	都市整 備部 公園ス タジアム	47	V-2	②県営公園の整備等による緑の拠点づくり 緑の拠点となる県営公園の整備などを進めます。	社会資本総合交付金(公園)事業費・ 公園等建設費	・県営公園面積(緑地面積)の拡張	_	・年10ha程度、開設面積の拡張を実施した。	・開設面積拡張を実施していく。
80	都市整	47	V-2	③県内建築物の屋上、壁面緑化の推進 県内の集合住宅の所有者が屋上、壁面緑化を 行う場合、これに対し助言を行っていきます。	住まいの緑化助成制度	・「エコリフォームのすすめ」により自然環境との共生を普及・促進。	_	・予算が付かなかったため、住まいの緑化 助成制度を行えず、屋上、壁面緑化をあま り促進できなかった。	・屋上、壁面緑化の促進につながる取組み について検討したい。
81	環境部 みどり 再生課	47	V-2	④身近な緑の公有地化 地域制緑地指定などの活用も図りながら、貴重 で身近な緑の公有地化を進め、緑地を保全してい きます。	身近な緑の保全・創出	地域制緑地の指定 平成21年度 特別緑地(市指定、県同意)2か所4.1ha 平成23年度 景観地指定(県指定)1か所6.5ha 平成24年度 特別緑地(市指定、県協議)1か所4.7ha 景観地指定拡大(県指定)1か所0.2ha 公有地化事業 平成21年度 景観地内1、自然公園内2 計3か所1.1ha 平成22年度 景観地内3か所 0.7ha 平成23年度 自然公園内1か所 0.7ha 平成24年度 特別緑地内1か所1.2ha、自然公園内1か所		法令による規制及び市町村と連携し公有地 化を図ることにより、県内に残る貴重な平地 林等の緑を保全した。	身近な緑を保全するため、地域制緑地の指 定及び公有地化事業を引き続き実施してい く。
82	環境部 自然環 境課	47	V-2	④身近な緑の公有地化 地域制緑地指定などの活用も図りながら、貴重 で身近な緑の公有地化を進め、緑地を保全してい きます。	身近な緑公有地化事業(緑の森博物 館緊急保全対策)	買収事例なし		身近な緑公有地化事業は地元市の負担が 必要であるが、協力が得られない。	自然ふれあい施設等管理費において予算 措置を図る。

ナビV 低炭素で潤いのある田園都市づくり

		掲	のある田園都市づくり //・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	14.88,		CO2削減量		
連番	担当課	載 柱立て 頁	掲載施策	H21~H24該当事業名	実際の取組内容 	(把握できている場合のみ)	評価·総括 	今後の方向性
83	環境部の再生課	47 V-2	⑤身近な緑の保全・創出等 優れた自然環境等を緑のトラスト保全地として取得し、保全するとともに、「ふるさとの緑の景観地」等の緑地や自然環境保全地域の保全、適正管理を引き続き推進していきます。 また、緑化計画による緑化の推進など、身近な緑を増やしていきます。	緑のトラスト運動推進 自然環境保全推進	 ・緑のトラスト保全地の取得 平成21年度 蓮田市内1か所2.0ha ・緑のトラスト保全地の保全・管理 平成21年度 9か所43.1ha 平成22年度10か所48.5ha 平成23、24年度11か所55.1ha ・緑の景観地の管理(管理奨励金実績) 平成21年度257.1ha(768人) 平成22年度255.4ha(763人) 平成23年度253.2ha(757人) 平成24年度予定253.2ha(757人) ・自然環境保全地域の管理(管理奨励金実績) 平成21年度~24年度501.2ha(117人) ・緑化計画届出制度による緑化を推進 緑の創出面積 累計676ha(平成23年度末) ・優れた緑化計画を「優良緑化」として認定。特に優秀な計画については知事から表彰(平成21年度~平成24年度) ・新たに小規模緑化計画届出制度を創設し、対象敷地面積を拡大(平成24年度~) 		・優れた自然等を県民の皆様の寄附により 緑のトラスト保全地として取得することによ り、貴重な緑地が保全できた。緑の景観地 等は、土地所有者の協力のもと良好な状態 で維持管理ができた。 ・緑化計画届出制度が定着し、5か年計画 における緑の創出面積の目標値630haを 達成した。	るとともに、景観地等の地権者に対し適正な維持管理をお願いしていく。 ・緑化計画届出制度は、ヒートアイランド現象の緩和にもつながることが期待されるた
84	都市整 備部 市街課	47 V-2	⑤身近な緑の保全・創出等 優れた自然環境等を緑のトラスト保全地として取得し、保全するとともに、「ふるさとの緑の景観地」等の緑地や自然環境保全地域の保全、適正管理を引き続き推進していきます。 また、緑化計画による緑化の推進など、身近な緑を増やしていきます。	緑を増やすまちづくり事業	・平成21年度から平成23年度までに、約55haの公園・緑地を整備した。	_	・土地区画整理事業により、公園・緑地を着実に整備した。	・土地区画整理事業により、公園・緑地を着実に整備できるように、施行者を支援する。 ・施行者に「彩の国みどりの基金」制度を紹介し、緑化の取組を促す。
85	環境部 温暖化 対策課	47 V-2	⑥県立学校の緑化の推進 県立学校において壁面緑化、屋上緑化、校庭の 芝生化、樹木での緑化を推進するとともに、生徒 の環境に対する意識啓発などにも活用します。	学校施設エコ改修支援事業費	なし	なし	補助もないため進められていない。	
86	教育局財務課	47 V-2	⑥県立学校の緑化の推進(P47 V-2) 県立学校において壁面緑化、屋上緑化、校庭の 芝生化、樹木での緑化を推進するとともに、生徒 の環境に対する意識啓発などにも活用します。		・平成21年度に、「緑と太陽エネルギー推進事業費」を「県立高等学校緑化推進事業」と「県立学校エコ・エネルギー活用事業」に改変し、それぞれの事業として平成23年度まで実施した。 ・「県立高等学校緑化推進事業」は、緑化を実施していない延べ85校において、校庭の一部芝生化、屋上緑化、壁面緑化、樹木での緑化のいずれかを実施し、生徒の環境に対する意識の啓発を図った。		・県立高等学校の緑化については、実施手 法を生徒参加型とすることにより、生徒の環 境に対する意識啓発を図った。	
87	環境部 自然環境課	47 V-2	⑦都市周辺の水辺空間や平地林等の公有地化 多様な生き物が暮らす空間を保全するとともに、 地域住民等により自主、持続的に維持管理される ような基盤整備を行います。	まちのエコ・オアシス保全推進事業	・県内5か所(入間市、所沢市、熊谷市、白岡市、川口市)の身近なみどりを取得しました。 ・上記県内5か所を持続的に維持管理するための基盤を整備しました。		・多様な生き物が暮らす水辺空間や平地林 等を公有地化を図り、初期的な基盤を整備 し、地域による自主的な保全・管理を行いま した。	平成23年度で事業は終了しました。今後、 地域による自主的管理は続けていく。
88	環境部 水環境 課	47 V-2	⑧里川づくりの推進 清らかな「里川」(人の関わりを通じて、水や生き物の豊かさが育まれる水辺)を再生するために、住民、河川浄化団体、学校、企業及び自治体が協働し、台所排水対策を中心とした県民運動としての河川浄化活動を推進します。	水とみどりの循環—C—作戦	・台所等生活排水対策一斉取組、環境学習、河川清掃活動及び啓発イベントを実施し、自ら川を汚さない生活の実践を啓発した(平成20年度~平成23年度、約29万人の県民が参加)。		・啓発イベント時のアンケートで、洗剤は適量使用している、風呂の残り湯を洗濯や掃除に利用していると回答した人が7割を超えており、生活排水対策の重要性が浸透しつつある。	・引き続き県政出前講座等の機会をとらえ 生活排水対策の普及啓発に取り組む。
89	農林部農村整備課	47 V-2	⑨清流の復活・安らぎと賑わいの空間創出 コンクリートによる水路等により閉鎖的な空間と なっている水辺を、生態系や自然環境に配慮しつ つ、県民が憩える空間として整備します。また、環境に配慮した農業用水路、親水護岸や緑道を整備するとともに、冬期の水の流れを復活して、県民誰もが水辺に愛着を持ち、ふるさとを実感できる「川の国 埼玉」を実現します。	水と緑の田園都市・水辺再生事業	岸化や遊歩道の設置を30箇所行った。 ・特にモデル地区として越谷市、草加市、八潮市に流れる東京葛西用水路について重点 的に整備を行い、冬期試験通水を実現した。	・植樹、花壇設置によるCO2の削減とO2の増大 ・遊歩道に植栽することによる日蔭の創 出。 ・木々からの水分の蒸発散による地球温 暖化の防止。	境整備よる賑わいの創出。	・川のまるごと再生推進プロジェうとの推進 (平成27年度まで)・完成施設の利用度アップ・さらなる水質の改善
90	県土整 備部 水辺再 生課	47 V-2	⑨清流の復活・安らぎと賑わいの空間創出 コンクリートによる水路等により閉鎖的な空間と なっている水辺を、生態系や自然環境に配慮しつ つ、県民が憩える空間として整備します。また、環 境に配慮した農業用水路、親水護岸や緑道を整 備するとともに、冬期の水の流れを復活して、県民 誰もが水辺に愛着を持ち、ふるさとを実感できる 「川の国 埼玉」を実現します。	水辺再生によるヒートアイランド現象 の緩和(水辺再生100プラン)	・水辺再生100プランで、生態系や自然環境に配慮した親水護岸や水辺の遊歩道などを整備し、県民が憩える水辺空間を河川、農業用水の100箇所で創出・一般県民向けに川の再生の情報発信や気運の醸成を図るため「川の再生キャンペーン」を実施・川の再生の地域活動の安全・継続を図るためリーダーを育成する「川の守り人リーダー育成スクール」や活動の情報交換の場として「川の再生交流会」を実施		・川の国応援団美化活動団体の活動延長が平成23年度末で約400kmとなった。 ・平成24年度の県政世論調査では川の再生の取組について県民の約70%が「よい」と評価した。	・平成24年度からは、これまでのスポット的な水辺再生から市町村のまちづくりと一体となって川の再生を線や面に広げる「川のまるごと再生プロジェクト」にステップアップして川の再生を進める。

ナ	ビⅥ 豊かな県土を育む森林の整備・保全(CO2吸収源対策)									
連	番 担:	当課	掲載頁	柱立	掲載施策	H21~H24該当事業名	実際の取組内容	CO2削減量 (把握できている場合のみ)	評価・総括	今後の方向性
9	企政土政	形 也水	48	VI	①適正な森林整備の推進 間伐などの適正な森林整備を推進することにより、二酸化炭素の吸収など森林の公益的機能を発揮させます。 また、花粉症の原因の一つと言われているスギ花粉を削減するため、スギ林における強度間伐 (通常の間伐よりも多く伐採すること)を支援し、針広混交林(針葉樹と広葉樹が混じり合った森林)などへ誘導します。 シカによる植生被害等を防ぐため、狩猟者の持続的な育成確保を通じて森林保全を行います。	水源いきいき振興事業・緑のダム推進事業交付金	・水資源の安定確保と災害の未然防止を図るため、森林の持つ水源涵養機能を高めるとともに水源地域の活性化に役立てることを目的に、平成8年度から県内ダムの水源地域市町村が行う市町村有林の管理等に対し、交付金を交付(21~24年度も継続実施)・交付対象:森林の管理道の整備、森林火災保険料、管理作業員等の報酬 など・対象市町(水源ダム所在市町):秩父市 飯能市 小鹿野町 神川町・交付 額:面積に応じて、50~135万円(各年度合計額300万円)・施策名を平成22年度から「水源地域森林保全等交付金」に変更			市町村への交付金は引き続き取り組んでいきたい。
9	環均2 自然	*スプログラス	48	VI	①適正な森林整備の推進 間伐などの適正な森林整備を推進することにより、二酸化炭素の吸収など森林の公益的機能を発揮させます。 また、花粉症の原因の一つと言われているスギ花粉を削減するため、スギ林における強度間伐 (通常の間伐よりも多く伐採すること)を支援し、針広混交林(針葉樹と広葉樹が混じり合った森林)などへ誘導します。 シカによる植生被害等を防ぐため、狩猟者の持続的な育成確保を通じて森林保全を行います。		・新たに免許を取得しようとする者を対象に狩猟免許講習会を実施(平成21年度~平成24年度) ・捕獲の担い手となる狩猟免許所持者を対象に安全狩猟・射撃実習研修会、シカ共同捕 獲実践研修会を実施(平成21年度~24年度)		・狩猟免許講習会の開催により新規免許取得者の確保が図られた。 ・担い手育成対策の実施により、狩猟や有害鳥獣捕獲によるシカの捕獲推進が図られた。	
9	農村:		48	VI	①適正な森林整備の推進 間伐などの適正な森林整備を推進することにより、二酸化炭素の吸収など森林の公益的機能を 発揮させます。 また、花粉症の原因の一つと言われているスギ 花粉を削減するため、スギ林における強度間伐 (通常の間伐よりも多く伐採すること)を支援し、針 広混交林(針葉樹と広葉樹が混じり合った森林)な どへ誘導します。 シカによる植生被害等を防ぐため、狩猟者の持 続的な育成確保を通じて森林保全を行います。	県営林事業	・間伐などの適正な森林整備を推進し、森林の二酸化炭素の吸収など公益的機能の向上に寄与しました。 に寄与しました。 ・間伐材を有効活用し、木材・木製品として炭素貯蔵効果を高めることに貢献しました。		格化し、県内で木材・木製品の供給体制が	・森林整備の推進は、県全体のCO2s削減 につながることが見込まれるため、引き続き 取り組んでいく。
9	農村森で	木部づくり	48	VI	②保安林の適切な保全・管理 森林の荒廃を防止するため、治山施設を効果的 に整備するとともに、水源のかん養など保安林の 指定目的に応じた機能が持続的に発揮されるよう に整備します。 また、天然生林を含む保安林全体について、適 切な保全・管理を行います。	治山事業(保安林改良事業) 保安林管理整備事業	1 治山事業(保安林改良事業)で、H21~23年度までに保安林の除伐10.59ha、下刈73.04ha、本数調整伐71.47ha、補植11.69haを実施。 2 森林法による保安林制度を運用し、保安林の指定や解除、作業許可等の手続きを実施。 H21~23年度まで:指定面積156ha、解除面積3ha 3 保安林全域で、衛星デジタル画像を用いた管理体制を整備、違法伐採等の調査を実施。復旧困難となる違反行為はなく、適正な保全・管理が確認できた。		保安林改良事業や衛星デジタル画像を用いて保安林管理体制を整備する事業をはじめとして、法令等に基づく伐採・転用規制等の保護・保全措置が取られている保安林は、「適切に管理されている」とされ、国際条約に報告可能な森林吸収源として算出できる。	理を推進していくことで、森林の公益的な機 能を維持、強化し、以って地球温暖化対策
9	農村	対整	48	VI	③県民参加の森林づくりの推進 将来にわたり森林の持つ公益的機能を維持していくため、企業や団体による森林づくりなどを支援し、県民参加の森林づくりを推進します。 また、土地改良区等が行う、農業用水の水源林に係る保全等についての普及啓発活動に対し、支援を行います。	農業用水水源地域保全対策事業(普 及促進対策)	(H23年度末時点) ・植林活動や間伐体験、間伐材を利用した工作教室等の体験学習会を28回開催(3026人参加)。 ・普及啓発用看板を27基設置し、説明会等を実施した。	不明(植林活動等を実施)		土地改良区・土地改良事業団体連合会が 主体となり、植林エリアの整備、作成した看 板を用いた普及啓発活動等を行なう。
9	都備都備課(都業課新事整) 一	下女 :	48	VI	③県民参加の森林づくりの推進 将来にわたり森林の持つ公益的機能を維持していくため、企業や団体による森林づくりなどを支援し、県民参加の森林づくりを推進します。 また、土地改良区等が行う、農業用水の水源林に係る保全等についての普及啓発活動に対し、支援を行います。		けやきひろば2階にケヤキ220本を植樹し、二酸化炭素吸収による温暖化対策を図っている。また、雨水利用設備によりろ過処理した雨水をケヤキの灌水に利用している。	_	ケヤキの幹と枝と葉で緑の屋根が形成され、緑陰空間が作られている。自然の快適 さと美しさが感じられる。	適切な植栽保守、設備保守により良好な環 境を維持していく。
9		木部	48	VI	④「彩の国みどりの基金」を活用した森林の保全・活用 県内の主な6つのダム上流域において、手入れ の行き届かない森林やシカの食害により荒廃した 森林を対象に、針広混交林の造成や広葉樹の森 の再生を行います。 また、放置された里山や平地林を武蔵野の森に 再生します。	彩の国みどりの基金活用事業(森林 関係)			・地域の景観の向上や県民の憩いの場の 創出など、緑の再生に貢献しするとともに、 住民や森林ボランティアの参加により、県民 全体での森林を守り育てていく意識を醸成 した。	aの里山・平地林を整備・再生し、公益的機



-1.2° vm	加山丰払人。	の理技が支の状状	
	(世灰系社会へ	<u>の環境教育の推進</u>	
	18		

751	/11 155	<u>灰</u> 齐	八八云	への境場	竟教育の推進					
連番	担当課	掲載	柱立	τ	掲載施策	 H21~H24該当事業名	実際の取組内容	CO2削減量 (把握できている場合のみ)	評価・総括	今後の方向性
	教高育 育校指 事	49	VII — 1	エネル 等を行し ギー問 また、	に関する体験学習など環境教育の充実 ルギー関係機関の施設や研究内容の見学い、生徒に地球環境問題や資源・エネル 題について考える機会を提供します。 環境教育の内容、方法に関する実践的な 行うと同時に、研究成果を各学校に発信し	エネルギー環境教育推進事業	1 目 的 本事業に関係する研究機関等の施設・設備及び研究内容等を見学することにより、放射線や原子力、エネルギーの重要性に対する正しい 理解を深めるための一助とするとともに、地球環境問題や資源・エネルギー問題について考える機会とする。 2 内 容 (1)放射線等関連施設見学放射線医学総合研究所の見学等 (2)放射線測定実験放射線は目に見えないため、その実体はとらえにくい。この放射線を、放射線検知器などの機器を利用して、可視化することで、放射線の量や性質について調べるとともに、放射線計測方法などについて学び、放射線についての正しい知識を身に付けさせる。 (3)太陽光エネルギー利用実験太陽電池を用いた実験を通して、太陽のエネルギーを体感させうることにより、太陽光エネルギーをはじめとして、広く自然エネルギーへの興味と関心を高める。	なし	放射線の性質の理解や太陽光などの新エネルギーの活用についての理解が深まるなど、生徒の環境問題やエネルギー問題などを考える機会となっている。	国の事業を活用した事業であるが、来年度 は、本事業を実施しない予定である。
	教育局 義務教 育指導 課	49	VII — 1	環境教 把握を	の環境教育指導力向上 教育の推進についての情報交換及び実態 行う協議会を開催するとともに、指導資料 所を促進します。	未来の地球環境を担う人づくり事業	・環境教育担当教諭及び担当指導主事を対象に、地区別環境教育研究協議会を開催し、 県立総合教育センター指導主事による講義、各学校や市町村での取組の発表や協議を実施。・各教育事務所等の環境教育担当者会議を4回実施。		・指導資料にある事例を参考にし、「総合的な学習の時間」等で環境教育に取り組んでいる小学校が数多くある。法令の改正やESDを踏まえた優れた取組を広めるべきと考える。	・引き続き、環境教育研究協議会や指導主 事会議を通して、優れた事例を紹介するな ど、環境教育の推進に努めていきたい。
100	環境部 温暖 対策課	49	VII — 2	エ、けるでは、けまた、また、また、また、また、また、また、までのの町であると	このセンターと協働して、環境保全活動団	低炭素型ライフスタイル推進事業費、環境学習推進事業費	1 エコライフDAYの取組 2 温暖化対策セミナーの開催・クールアースデーの実施 平成21年度 4回開催、493人参加 22年度 4回開催、291人参加 23年度 2回開催、528人参加 24年度 1回開催、106人参加(クールアースデーのみ) 3 ストップ温暖化SAITAMAフェアの開催(こどもエコフェスティバルと同時開催) 平成21年度 36団体出展、来場者50,384人(まなびピアと同時開催) 22年度 28団体出展、来場者246人 23年度 22団体出展、来場者387人 24年度 20団体出展、来場者399人 4 セミナー開催等の温暖化防止活動推進員の活動回数 平成21年度 4,459回 22年度 5,113回 23年度 3,400回		温暖化対策に係る類似のイベントを複数 実施しており、違いが明確でない。 温暖化防止活動推進員のより一層の活動 支援をしていく必要がある。	開催するイベントを見直し、引き続き温暖 化対策を推進していく。温暖化防止活動推 進員の能力向上に取り組んでいく。
101	環境部 環境科際 セン ター		VII — 2	エコラ 3 だい はいます。 は、 はいます。 はいます。 はいまた、 はのの取りでするとと	温暖化対策の普及啓発 5イフDAYやストップ温暖化コンクールな 玉県地球温暖化防止活動推進センターに 普及啓発事業や広報活動を積極的に支援 。 このセンターと協働して、環境保全活動団 援を行うほか、地球温暖化防止活動推進 組を支援します。 村の温暖化対策に関する普及啓発を支援 ともに、県政出前講座にも積極的に取り組 の学習意欲に応えます。	環境問題に関する講座、講演会の開 催	彩の国環境大学や県民実験教室、生態園体験教室などの各種環境講座を設けたり出前 講座にも積極的に取り組み、県民に環境と共生の考え方を養う機会や環境問題を理解す る機会を提供した。			低炭素社会の実現には継続的な取組が必 要であり、県民一人一人への環境教育の一 層の充実を図りたい。
102	環温対策に乗	50	VII — 2	素間減に 対対 対対 対対 対対 対対 が 対対 が 対 が 対 が が で 、	を子校に提供する、環境学音応援隊の取 援します。 エコライフDAYチェックシートを兼ねた地 化に関する学習資料を県内小中高等学校 し、家庭での取組を促します。)国みどりの基金」を活用し、学校や地域な 禄化や温暖化対策に関する環境学習、植樹 体験活動、校庭の緑化など学校緑化を推	環境学習推進事業費、 地球にE~CO2と学習推進事業費、 地球にいいこと学習推進事業費、	・環境学習推進事業 1 環境アドバイザー派遣実績 平成21年度 件数 65件 受講者数 6,229名 22年度 90件 7,715名 23年度 95件 8,064名 24年度 113件 9,898名(見込み) 2 環境教育アシスタント派遣実績 平成21年度 件数 44件 受講者数 4,483名 22年度 件数 85件 6,542名 23年度 件数 67件 5,151名 24年度 件数 57件 3,897名(見込み) 3 環境学習応援隊派遣実績 平成21年度 件数 60件 受講者数 7,307名 22年度 件数 52件 5,750名 23年度 件数 29件 1,717名 24年度 件数 31件 2,143名(見込み) ・地球にいいことグリーンチャレンジ事業 1 エコライフDAY(チェックシート)参加実績 平成21年度 夏・冬 109.3千人参加 22年度 118.2千人参加 23年度 120.0千人参加 24年度 夏 64.7千人参加 24年度 月 10.0千人参加 24年度 月 10.0千人参加 24年度 月 10.0千人参加 24年度 10.0千人参加 24年度 月 10.0千人参加 24年度 10.0千人参加 25年度 10.0千人参加		環境保証活動に関する息識の向上として評価できる。 2 県内全小中高等学校にエコライフDAY チェックシートを兼ねた地球温暖化に関する学習資料を配布して、家庭での取組みを促しており、継続して多数の参加を得て一定の成果がみられる。	・今後も環境アドバイザー、環境教育アシスタント及び環境学習応援隊制度の周知と活用促進を広報活動を通じて図っていく。 ・エコライフDAYチェックシートの学校向けの配布については、配布対象を希望小中学校に絞るなど効率化していく。 ・こどもエコクラブへの助成については、財政状況が厳しい中、助成の対象が固定化しないよう見直していく。

参考資料1⑦

第6章 7つのナビゲーション進捗状況

ナビM 低炭素社会への環境教育の推進

		- 12 7 7 1	<u> </u>						
連	野 担当部	掲載頁	柱立て	掲載施策	H21~H24該当事業名	実際の取組内容	CO2削減量 (把握できている場合のみ)	評価・総括	今後の方向性
10	環境部 環境科 学国際 セン ター	4	VII−2	③気軽に楽しく体験できる環境学習の場の提供 環境科学国際センターにおける手で触れたり、 動かしたりできる展示施設や埼玉県地球温暖化 防止活動推進センターが主催・後援する啓発・広 報事業などを通じて、気軽に誰もが楽しめる環境 学習の場を提供した。		県民に手で触れたり動かしたりできる展示施設を通じて環境問題について、興味を持ち気軽に楽しく体感できる環境学習の場の提供や環境と共生の考え方を養う機会や環境問題を理解する機会を提供した。			低炭素社会の実現には継続的な取組が必要であり、特に将来の担い手である児童・ 生徒への環境学習の一層の充実を図りたい。
10	環境部 環境科 学国際 セン ター	4 	VII−3	①東アジア諸国への技術支援 中国江蘇省にある太湖の底泥浄化、中国山西 省での土壌汚染対策及びタイ国ペチャブリ県での 水路水質の改善など東アジア諸国において技術 支援を行います。	なし	・中国江蘇省にある太湖の汚染底泥の無害化・資源化及び有害化学物質調査事業実施、中国山西省で植物を利用した汚染土壌修復事業実施、タイ国ペチャブリ県での水路水質の改善など、東アジア諸国において当センターが蓄積してきた知見・技術支援を行った。		・当センターが蓄積してきた環境分野における知見と技術を活用し、環境分野での国際 貢献を進めることができた。	
10	環境部 環境科 学国際 セン ター	4	VII — З	②海外研究機関との研究交流 中国、韓国など海外の研究機関との共同研究や シンポジウムの開催などを通じて、地球規模での 環境保全に貢献していきます。	なし	・中国清華大学、中国上海大学、中国山西農業大学、韓国済州大学、メキシコ国立環境研究センター等と共同研究を行うとともに、韓国とは日韓共催の環境シンポジウムを開催し、地球規模の環境問題に向けて国際貢献・国際協力を進めた。		・当センターが蓄積してきた環境分野における知見と技術を活用し、環境分野での国際 貢献を進めることができた。	
10	環境部 環境科 学国際 セン ター		VII−3	③海外からの研修員受入れ等 独立行政法人国際協力機構(JICA)プロジェクトへの協力をはじめ、環境保全技術研修などに海外から研修員を受け入れ、また専門技術者を派遣して環境に関する人材育成・技術移転を進めます。	なし	・JICA草の根技術協力事業としてタイ、中国山西省からの研修員を受け入れるとともに環境保全技術研修として上海大学、中国山西省から研修員を受け入れた。 ・中国、バングラデシュ、タイ、スリランカ等に専門技術者を派遣し人材育成や技術移転を行った。		・当センターが蓄積してきた環境分野における知見と技術を活用し、環境分野での国際 貢献を進めることができた。	